

北海道高等学校国語教育研究会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、北海道高等学校国語教育研究会と称する。

(目 的)

第2条 本会は、高等学校国語教育の充実・発展を期し、会員相互の研修と交流を図り、もって北海道高等学校国語教育の振興に寄与することを目的とする。

(会 員)

第3条 本会は、北海道高等学校国語教育に携わる者及び本会の趣旨に賛同する者をもって組織する。

第2章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 北海道高等学校国語教育研究セミナーの開催
- 2 北海道各管内高等学校国語教育研究会等への支援・協力
- 3 北海道高等学校国語教育の振興のための調査・研究
- 4 その他、本会の目的の達成に必要と認められる事業

第3章 組 織

(運営機関)

第5条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
全会員をもって構成し、本会の事業、予決算、会則の改正、その他必要事項の決議を行う。
- 2 常務理事会
会長、副会長、監事、常務理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
- 3 理事会
会長、副会長、監事、常務理事、理事をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。
- 4 役員会
全ての役員をもって構成し、会長が招集する。
- 5 事務局
若干名をもって構成し、本部事務、セミナー運営、支部活動促進の会務にあたる。

(役 員)

第6条 本会には、次の役員を置く。

- 1 会長 1名 本会を統括し、会を代表する。
- 2 副会長 若干名 会長を補佐し、会長に事故あるときは代行する。
- 3 監事 2名 経理事務、各種事業の監査を行い、総会において報告する。
- 4 常務理事 若干名 会務の運営を行い、各支部活動全般を統括する。
- 5 理事 若干名 会務に参与する。
- 6 幹事 若干名 会務の運営を行う。
- 7 事務局長 1名 会務に関する事務を行う。
- 8 会計 1名 会務に関する経理事務を行う。
- 9 顧問 若干名 必要に応じて置くことができる。

(役員選出)

第7条 本会の役員の選出は、次による。

- 1 会長は、理事会で選出され、総会において報告する。
- 2 副会長・監事・常務理事・理事・幹事・事務局長・会計は会長が委嘱する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は原則2年とする。ただし、再任は妨げない。

第4章 支 部

(支 部)

第9条 本会には次の5支部を置く。

道東支部・・・十勝、釧路、根室、オホーツク
道北支部・・・宗谷、上川、留萌
道南支部・・・日高、胆振、檜山、渡島
道央支部・・・空知、後志
石狩支部・・・石狩

(支部役員)

第10条 各支部には次の役員を置く

- 1 支部長には可能な限り常務理事を置き、支部活動全般を統括する。
- 2 支部事務局長1名、事務局員若干名を置き、支部長が各支部内の幹事より委嘱する。

第5章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は会員登録料及びセミナー参加費とその他の賛助金をもって充てる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第13条 本会則は平成24年8月10日より施行する。

平成25年8月9日一部改定

第14条 事務局校は事務局長の在籍する高校に置く。

平成24年度は札幌東高等学校（札幌市白石区菊水9条3丁目）

平成25年度は江別高等学校（江別市上江別444番地1）

平成26～27年度は大麻高等学校（江別市大麻ひかり町2番地）

平成28年度は札幌北陵高等学校（札幌市北区屯田7条8丁目5-1）

平成29年度は札幌月寒高等学校（札幌市豊平区月寒東1条3丁目1-1）

平成30年度は札幌西高等学校（札幌市中央区宮の森4条8丁目1番地）

平成31（令和元）～令和2年度は札幌手稲高等学校（札幌市手稲区手稲前田497番地2）

北海道高等学校国語教育研究会運営委員会申し合わせ

第1条

本委員会は、北海道高等学校国語教育研究会運営委員会と称する。

第2条

本委員会は、北海道高等学校国語教育研究会事務局に所属し、主に北海道高等学校国語教育研究会研究セミナーにおける企画・運営及び講師を担当する。

第3条

本委員会は、本会会長の求めに応じ、北海道高等学校国語教育研究会研究セミナーの企画・運営に関わり事務局に協力を行う。

第4条

本委員会は、道内の高等学校教員より構成し、任期は1年とする。（ただし、再任は妨げない）

第5条

本委員会の委員は、本会会員及び各支部より推薦された本道高等学校教員から本会会長が委嘱する。

第6条

本委員会委員長は、委員会において協議により選任し、本会会長より委嘱する。（ただし、委員会の円滑な運営のため、なるべく石狩管内の委員より選任する）

第7条

本委員会は、本会会長の求めに応じ適宜開催する。（6月、8月の2回を定例とする）

第8条

本申し合わせは平成27年1月9日より実施する。

令和2年1月9日一部改定